

## 別表

	助 成 対 象 経 費	助 成 金 の 額
1	がん患者用の医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費用	当該購入費用又は2万円のいずれか少ない額とする。（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）
2	がん治療における外見の変化を補うための乳房補正具（カバー含む）及びそれらを固定する下着の購入費用	当該購入費用又は2万円のいずれか少ない額とする。（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）